

端株制度と端株主の権利

久 留 島 隆

I. 端株制度の趣旨

昭和56年改正商法における株式に関する主要な改正点は、株式単位の引上げ、額面株式と無額面株式の同質化、自己株式規制、相互保有規制等である。

なかでも株式単位の引上げは改正の中心をなすものであり、既存の上場会社（改正法施行後の上場会社を含む）および改正法施行後の新設会社の双方に、強制されるものである。しかし双方における株式単位の引上げの方法は異なる。既存の上場会社は、単位株制度の導入（附則第15条以下）という方法に従い、新設会社は設立時の最低額面金額（無額面株式は最低発行価額）の5万円への引上げ（商法第166条第2項、第168条の3）という方法によっている。いずれの場合においても、1単位当たりまたは1株当たりの純資産額5万円を割ることとなる分割等を認めないことにより、株式単位の引上げに歯止めをかけている（附則21条、商法第293条の3第2項等）。

株式単位の引上げは、株主管理費用等¹⁾の節減・合理化あるいは不健全な零細投資の防止を目的とするものであるが、改正法におけるよう

に株式の券面額ないしは発行価額が大幅に引上げられると、1株に満たない端数のもつ経済的価値が無視しえないものとなる。これに対して、旧商法下においては、額面株式の券面額の最低は500円であり、昭和25年の改正法施行前に設立された会社については、50円または20円の券面額の株式が認められているため、経済的価値のあまりにも低い1株に満たない端数について格別の配慮をする必要もなく、それほど問題にはならなかった。すなわち、旧商法のもとでは、株主割当ての新株発行、無償交付、株式配当、株式併合または分割の際に、株主がそれまで有していた株式数に対する一定割合の数の株式が株主に交付されることとなった場合に、1株未満の数の割当てを受けることとなった株主については、有償の新株発行の場合は、株主にまったく権利を与えないこととし、その他の場合は、会社が端数を一括して売却し、その代金を端数の割合に応じて株主に分配するという措置をとることができた。抱合せ増資の際に新株引受権について生ずる端株については、端株主に無償分の価値を確保させるため、会社は、それにつき株主を募集するか、またはそれにつき株主が新株引受権を有するものとみなして、それを売却し、前者の場合の発行価額と有償分の払込金額との差額および後者の場合の売却代金の合計額を端株主に分配すべきものとしていた。

けれども新商法において株式単位が引上げられると、このような端数といえども相当の価値を有するから、旧商法のようにその存在を無視

1) 株主の管理費としては、株主総会の招集通知状・委任状・参考書類・営業報告書・配当金領収書・各種封筒などの印刷作製費、発送費、株式事務代行手数料、その他がある。これら株主管理費用は、株主1人当たり年間2,000~3,000円程度に達しているといわれている（大和証券調査部編「株主総会白書」『商事法務』922号昭和56年11月）64-65頁）。

することはできない。すなわち、1株に満たない端数については、これをそれ自体としてあらたな投資単位とすることは排除しながら、既存の株主の経済的利益を保護する方途を考えざるをえない²⁾。

そこで昭和56年改正商法は、既存会社については、相当程度の株主権的権利を認める単位株制度を附則第15条以下に暫定的処置として定め、他方新設会社については、第230条の2以下の規定を置いて、ある種の株主権的権利を認める端株制度を新設したのである。

この端株制度のもとでは、新株の発行等によって1株未満の割当てを受けた株主についても、1株の100分の1をもって1端株とし、株主に対して端株が発行される。したがって100分の1に満たない端数に関しては、旧商法と同様、有償の新株発行の場合ならば、株主には割当てを受ける権利はなく、その他の場合は、会社が一括して売却し、株主に代金をその端数の割合に応じて交付することになる。株式の併合・分割などによって、既発行の株式につき、1株の100分の1の端数が生じたときに、これを端株として存続させるのが端株制度なのである。このように1株の100分の1をもって1端株としたのは、改正商法では設立時の額面株式の券面額が5万円以上であるのに対し、旧商法における額面株式の券面額が500円以上で、新商法の100分の1であることから、旧商法とそれほど変わらない方法で株主割当てによる株式の発行を取扱うこととしたためである。このような端株制度は、株式単位の引上げによる企業金融に対する影響を最小限にしようとするものである³⁾。この端株制度についての一般の理解が深まれば、附則第15条以下に定める単位株制度を早期に解消することも可能になると思われる⁴⁾。

しかし現在の50円額面の会社が、改正法施行後に、1000株を1株に併合し、額面を5万円に変更した場合、現在の1株から9株に相当する部分が切捨てられることになり、端株制度への移行は、額面500円の会社よりもスムーズには進まないことも考えられる⁵⁾。

改正法は、1株の100分の1を一つの単位として端株を認めたことにとともに、端株原簿(商法第230条の2、第230条の7)、端株券(商法第230条の3)、および端株主の権利(商法第230条の4、第230条の5)等に、法的整備をはかっている。

II. 改正試案および改正要綱における端株

株式制度改正試案(法務省民事局参事官室昭和52年5月16日)の段階では、1株に満たない端数の新株引受権をも、従来のように無視しないで、これを認めることとした。しかしこの場合、端株券は発行せず、原則として新株発行の際に、1株に満たない端株をすべて処理することとした(試案第一の六)。

端株の処理方法は、以下のようなものであった。第1に、株式分割、準備金の資本組入による新株発行のような無償交付または株式配当の場合に生ずる端株(1株に満たない端数)については、会社は、次のいずれか一つを自由に選択できるものとした。まず、端株をまとめて相当の期間内に売却し、端株主にその代金を分配する(同(a)(i))か、株主がその発行を受けるべき端株と合わせて1株となる端株の価格に相当する金額を支払って、1株の株式の取得を求め旨の請求をすること(端株の買増請求権)を認め、一定期間内にその請求がない端株については、それを売却して売却代金を端株主に分配

2) 倉沢康一郎「株式制度」『税経セミナー』26巻13号(昭和56年9月)18頁。

3) 元木 伸『改正商法逐条解説』(商事法務研究会、昭和56年12月)64頁。元木=稲葉「商法等一部改正法の解説」『税経通信』36巻12号(昭和56年9月)14頁。

4) 元木=稲葉・前掲『税経通信』36巻12号14頁。元木=稲葉「商法の一部を改正する法律の概要」『別冊商事法務』50号(昭和56年7月)13頁。

5) 実務界からの指摘として、橋本孝一「端株・端株の取扱実務」『税経通信』36巻12号(昭和56年6月)94頁参照。

する（同（a）（d））。株式併合の際に生ずる端株についてはこの方法による（同（c））。端株の買増請求権を認める後者の方法の場合、会社は、買増請求をしない株主に対する端株を、買増請求をした株主に売渡し、売渡す端数が不足するときは新たに新株を発行して、これに充当し、買増請求をしない端株の方が多ければ、残った端株を売却するものである（同（b）（注）（2））。結局試案は、無償増資については、会社が端株を一括売却して、売得金をその端株を受けるべき者に分配する方法と、1株とするために端株の新株を受けるべき者に端株の買増請求を許す方法との選択を認めているのである⁶⁾。

第2に、株主割当、または抱合せ増資等の有償増資の場合には、会社は、その合計に相当する株式につき、株主を募集し、または新株引受権を売却し、発行価額と当初の株主が払込むべき金額との差額、または売却代金を、端株の新株引受権を有すべき株主に分配するものとした。有償増資の場合には、試案は、無償増資の場合に認められる端株主の端株買増請求権を認めていない⁷⁾。

改正試案は、無償増資の場合と有償増資の場合とを分けているが、旧法上との違いは、前者の場合には一括売却・金銭分配の方法を採っており、後者の場合には新株引受権自体が否定されている点にある。

なお、改正試案では、端株を株主の希望により1株にまとまるまで会社に登録しておく制度の採否については、振替決済の制度とともに検討する（同（b）（法）（3））としていた。

改正要綱（商法等の一部を改正する法律案要

- 6) 買増請求を認めることについては、経済界では、事務処理上の困難を理由に、旧商法と同様に現金による分配だけを希望する意見が多かったようである〔元木＝稲葉「株式制度改正試案に対する各界意見の分析」『別冊商事法務』51号（昭和56年7月）56頁参照〕。なお、慶応義塾大学商法研究会「株式制度に関する改正意見」『法学研究』51巻1号（昭和53年1月）90頁参照。
- 7) 並木俊守『商法改正試案の解説』（有信堂、昭和55年7月）55-51頁。

綱昭和56年1月26日法制審議会総会決定）での端株の取扱いは、改正法とほぼ同じである。ただ、定款で、利益もしくは利息の配当または金銭の分配を受ける権利、新株・転換社債または新株引受権附社債の引受権を与える端株主を端株の登録をした者（または端株の登録をした者で株主であるもの）に限定していた点で、改正法と相違する。また、改正法第230条の9では、端株の合計数に相当する株式の数と発行済株式総数との関係が定められているが、改正要綱にはこの趣旨の規定はなかったという点も相違する⁸⁾。

結局改正試案、改正要綱および改正法は、端株の経済的価値が大きくなることから、株式の大衆化にともなう小株主の利益保護（持分比率の維持等）のために端株の存在を認めたのである。

III. 端株制度が適用される会社

端株制度は、株式単位の引上げにともなうものであるから、設立に際して発行される額面株式の金額および無額面株式の発行価額が5万円以上でなければならないこととされる新法施行後の新設会社にも、原則として適用される。改正商法（新株引受権附社債に関する規定を除く）は、昭和57年10月1日から施行されるので、同年9月30日以前に設立された株式会社（既存会社）、および同年10月1日以降設立される株式会社であっても、9月30日以前に、発起設立にあっては発起人が株式を引受けている場合、あるいは募集設立にあっては株主の募集に着手した場合には、端株制度は適用されない（附則第6条第1項、第3条）。これらの会社は、1株に満たない端数をすべて売却し、売却代金を株主に分配することになる（商法第293条の2第3項本文、第293条の3の6第1項本文等）。これらの会社の新株引受権を有する株主の新株の割当を受ける権利に関しては、改正法施行後も

- 8) 北沢正啓『改正株式会社法解説』（税務経理協会、昭和56年9月）30頁参照。

旧法が適用される(附則第6条第2項)。したがって、有償・無償の新株発行においても、端株の割当てを受けることになる株主は、新株について、引受権または交付を受ける権利に関しては、旧商法と同じ取扱いがなされる。

ただし既存会社であっても、額面株式1株の金額が5万円以上のもの、または1株当たりの純資産額が5万円以上のものについては、端株制度の適用がある。1株当たりの純資産額とは、最後の決算期における貸借対照表上の純資産額を発行済株式の総数で割った額である。この要件が、新商法施行後に設立される株式会社で、新商法施行日前に、発起設立にあつては株式の引受がなされ、募集設立にあつては株式の募集がなされた会社に該当すれば、既存会社と同様に端株制度が適用される。この要件に該当するにいたつた理由は限定されていないので、改正法施行後の株式併合その他の事由による場合も含まれる。要件が満たされた日から、端株制度が適用される。一旦この要件が満たされると、その後要件に該当しなくなった場合でも、端株制度は引続き適用されることになる⁹⁾。

既存の上場会社で、単位株制度の採用が強制される会社は、すべて端株制度の適用はない。これらの会社については、法律で1単位の株式を1株に併合したものとみなされるときから、端株制度が適用されることになる。単位株制度は、現行法の株式の併合にとまなう弊害を避けながら単位の引上げをはかろうとするものであり、暫定的な措置として位置づけられているからである。そしてこの単位株制度は別に法律で定める日に終了する¹⁰⁾(附則第15条第1項)。

IV. 端株の発生

端株は、改正商法第230条の2の規定により、

- 9) 元木 伸 前掲書、327-328頁。北沢正啓 前掲書、30-31頁。
10) この終了時期については、前田庸「商法改正要綱案について」『会報』(東京株式懇話会)昭和56年2月号35頁参照。

株式の発行、併合または分割によって生ずる。新設合併を除く会社設立の場合、あるいは株主割当以外の有償増資の場合に、端株が生ずることはないから、端株を発行することはできない。

端株が生ずる株式発行の具体的な場合は、次のものが考えられる。

株主割当てによる有償増資(商法第280条の4第1項)

株式配当(商法第293条の2第3項)

準備金の資本組入れによる無償交付(商法第293条の3第4項)

資本金と株金総額との差額による無償交付(商法第293条の3の2第2項)

株式併合(商法第293条の3の6第1項)

株式分割(商法第293条の4第2項)

改正法のもとでの株式の分割は、会社成立後において、資産の裏付けさえあれば、取締役会の決議をもって自由になすことができるようになった(商法第293条の4)ので、1株未満のいわゆる端株発生の可能性が高くなったといえよう。

このほか、株式併合をとまなわない合併の場合にも、消滅会社が端株を発行していれば、存続会社または新設会社は、端株を発行することになる。なお、転換社債の転換による新株発行または新株引受権附社債権者に対する新株発行の際にも、1株に満たない端数が生じることがある。これら端数の取扱いに関する特別な規定はないけれども、端株制度適用の要件を満たしている会社であれば、類推適用されて、1株の100分の1の端数まで新株の割当てを受けることができるものと解される¹¹⁾。

端数が生ずるときは、会社は一定の期日を定めて、株主に端株の取得を欲しない旨を申出る機会を与えなければならない(商法第230条の2第1項)が、その旨の申出があつた部分は、端株として成立しない。

- 11) 倉沢康一郎 前掲書、19頁。元木 = 稲葉・前掲『別冊商事法務』50号、13頁。元木 = 稲葉・前掲『税経通信』36巻12号、14-15頁。

V. 端株の概念と性質

改正商法が規定する端株というのは、1株の100分の1あるいはその整数倍ごとに、最高99倍をもって所定の権利を認めるものである。100分の1に満たない端数については、有償増資の場合は無視され、その他の場合は金銭に換えられることになる。したがって、1株に満たない端数のすべてを意味するものではない。また、証券取引の実務界でいう端株というのは、取引所における売買単位未満の数の株式を意味し、それ自体が株式そのものであるという点で、改正商法上の端株とは異なるものである。

端株は記名株式についてのみ認められる（商法第230条の2第1項）から、無記名株式について端数が生じるようなことがあっても、その場合は金銭をもって処理されることになる。

ところで、改正商法上の端株が株式と同一のものであるかどうかについては、検討する必要がある。法令の規定上、株式、新株、株主という場合、性質上特に区別する必要のないときは、端株にも、端株主にも適用されると考えるべきであろうが、逆に端株、端株主という場合には、特に限定して用いられているのであるから、これらを株式、株主という意味に理解することはできない。したがって、端株が会社に対する権利として認められたとしても、株主権の単位部分は株式であるから、その単位に達しない端株は株式ではない。また端株主の権利も株主権ではないと考えられる¹²⁾。もっとも、端株対株式という関連で理解すべきときには厳格に区別されねばならないのであるが、たとえば社債との比較という点になれば、広い意味で抽象的には、端株も株式であるとして理解することは可能である¹³⁾。なぜなら端株といえども、会社財産に対する実質的な持分を示しているからである。

けれども、株券には端株券は当然には含まれないし、株主名簿と端株原簿は区別されねばならない。

12) 倉沢康一郎 前掲書、20頁参照。

また、発行済株式総数は、端株の合計数が含まれているのであるから、端株がまとまって1株になったからといって、発行済株式総数に変更は生じない。

なお、端株といっても、額面株式または無額面株式の端株であるから、取締役会が株式の転換の決議をすれば、端株も転換されたことになる。

端株についても株式の譲渡制限制度（商法第204条の2以下）が適用できるかどうかは、解釈上疑義がある。なぜなら、端株券は本来的に無記名式のものだからである。同時に、無記名式の株式の発行は会社の任意であるが、端株の発行は必然的であることが考慮されねばならないからである。

VI. 端株原簿の意義

改正商法は、株式の発行、併合または分割により、記名株式につき1株の100分の1の整数倍に当たる端数が生じたときは、会社の定める一定期日までに記載を欲しない等の申出がないかぎり、会社はその端株について、端株原簿¹⁴⁾に所定の事項を記載しなければならないこととした（商法第230条の2第1項）。株主が記載を欲しない等を申出した端株および1株の100分の1未満の端数については、会社が一括売却し、代金を端株主に分配しなければならない。このことは、株式配当（商法第293条の2第3項）、準備金の資本組入れにともなう無償交付（商法第293条の3第2項）、額面超過額を利用した無償交付（商法第293条の3の2第2項）、株式併

13) 元木 = 稲葉 前掲別冊商事法務50号13頁。および元木 = 稲葉 前掲『税経通信』36巻12号、14頁参照。稲葉威雄「昭和56年改正商法に関する質疑応答」代行リポート（東洋信託銀行）58号（昭和56年9月）1頁参照。なお、元木伸 前掲書、65頁は、端株を生成過程中的の株式ともいうべき性質を有する、と指摘する。けれども、株式も端株も並存する制度であるということを見過することはできない。

14) 端株原簿という名称は、社債原簿にならったものである（元木伸・前掲書、65頁参照）。

合(商法第293条の3の6第1項), 資本減少の場合の株式併合(商法第377条第1項), 合併の際の株式併合(商法第416条第3項)等の場合に該当する。

しかしこのような規定がない場合, たとえば有償増資のように, 新株の申込みをし, 払込みをして初めて端数が生じるような場合には, 端株の発行を欲しない旨の申出は, 法律上無意味というほかない。同様のことは, 転換株式・転換社債の転換権行使および新株引受権附社債の新株引受権行使による場合についてもいえる。このような場合に端株主が換金することを欲するとき, 端株主は端株原簿に記載した後端株券の発行を受けて, その端株券を利用することになる。したがって会社の側では, 株主が売却代金の交付を希望して, 会社に端株原簿の記載を欲しない旨の申出をしても, この申出は法律上意味をなさず, 会社には端株原簿への記載が法的に義務づけられていることになる。この場合に売却代金の交付を希望する株主にとっては, 端株券の交付を受けてみずからこれを売却しなければならないことになる。今後の端株の市場形成いかんによっては, 問題とすべきものである¹⁵⁾。

端株原簿に記載を欲しない旨の申出については, その都度具体的に端株が発生することとなった場合に初めて認められるもので, 将来発行される端株に対して, あらかじめ端株を欲しない旨を包括的に申出することは許されないものと解される。このような場合, 会社に法律上の義務がないから, 会社側からこれに応ずる必要はない。この意味で, 会社の側からあえて応ずる場合までも, 法律上無効と解し, これを禁ずる必要はないと思われる。

端株原簿は, 端株主のための株主名簿ともいえるべきものであるから, 株主名簿と同様に一定の法的効果が認められる法的帳簿である。したがって端株制度が適用される会社は, 端株原

簿の作成および備置が義務づけられ, 端株主は端株原簿の閲覧または謄写請求権が認められている(商法第263条第1項, 第3項)。しかし, 株主および会社の債権者には, 定款, 株主名簿, 端株原簿および社債原簿のいずれに対しても閲覧または謄写請求権が認められている(商法第263条第2項)のに対し, このうち株主名簿および社債原簿の閲覧または謄写請求権は, 端株主に認められていない。このように株主名簿と端株原簿では, 閲覧または謄写請求権を有する者に差異が認められる。

端株原簿は, 記名株式についての株主名簿に相当するものとはいえ, 端株の性質上端株原簿の記載の対象につき異なる点もある。まず, 株主名簿の場合は, 会社の発行したすべての記名株式につき, 当然に所定の事項(商法第223条第1項)が記載されなければならないのに対し, 前述したように端株原簿の場合は, 端株主が記載を欲しない旨を申出たときは, その端株につき記載がなされないことになる。

端株原簿の記載事項は, 端株主の氏名および住所, 各端株主の有する端株の額面無額面の別, その種類および1株に対する割合, 各端株の取得の年月日である¹⁶⁾。株主名簿の記載事項(商法第223条第1項)とほとんど異なるものではないが, 株主名簿には, 各株主の有する株式につき株券を発行したときは, その株券の番号を記載することを要する。しかし端株原簿には, 端株券の番号は記載事項ではないというのが, 記載事項についての相違点の一つである。その理由は, 端株原簿に記載された端株に対しては, 端株券の発行がないためである。次に, 当然のことではあるが, 端株原簿には, 「1株に対する割合」が記載されなければならないのに対し, 株主名簿には, このような記載は必要としない。この「1株に対する割合」は, 法律上は分数による表示でも, 小数による表示でも差支えない。

端株原簿の記載の変更例としては, 新株発行

15) 倉沢康一郎 前掲書, 19頁。この点につき, 元木 伸 前掲書, 69頁参照。

16) 改正要綱では単に登録としていた(第1-5)。

によって端株部分が一斉に増加する場合のほか、個別的原因によって端株原簿から除かれる変更例もある。第1に、新株発行によって端株部分が増加し、その結果1株に到達したときのように、端株原簿の記載の上で1株になった場合である。このような場合は、会社はただちにこれを株主名簿に記載しなければならない。なぜなら、端株原簿には端株ないし端株主について、株主名簿には株式ないし株主について法定的に記載すべきものだからである。第2に、端株主が端株券を取得し、端株原簿に記載された端株と合算して1株となる場合、あるいは端株券を提出して1株となる場合である。このような場合は、端株券の提出が、株主名簿への記載の請求を意味することになる。第3に、端株主が端株券の発行を請求し、その発行が行なわれた場合である。

会社が、端株主の請求にもとづいて端株券を発行したときは(商法第230条の3第1項)、端株原簿には、無記名の有価証券たる端株券を特定するために、その額面・無額面の別、その種類、1株に対する割合、番号および発行の年月日を記載しなければならない(商法第230条の3第4項)。このように端株券が発行された端株原簿上の記載は、当初の端株主を明らかにする記載(登録端株主原簿)から、端株券を特定するものに性質を転ずること(端株券原簿)になる。端株券は無記名式である(商法第230条の3第2項)にもかかわらず、端株原簿に上記事項を記載することを要するのは、無記名株式を発行した場合に類似の事項を株主名簿に記載することが要求されている(商法第223条第2項)ことに平仄を合わせたのである¹⁷⁾。

端株券の交付請求にもとづき端株券を発行した場合は、当該端株主の端株原簿に登録されている端株数からその分を減少させることになる。他方発行される端株券には、商法第230条の3第3項に定める事項が記載されねばならない。端株券が発行されると、端株券の所持人と

17) 元木 伸・前掲代行リポート58号, 2頁。

会社との関係は、端株券の取得者が1株分に達した段階で、会社にこれを提示して、株主名簿への登録を求める(商法第230条の8第1項)だけのことであるから、事実上、このような場合の端株原簿には、いわゆる端株主管理の機能はなく、もっぱら端株券発行の記録と残高管理の機能をもつだけということになる¹⁸⁾。

端株原簿の実務上の管理とすれば、端株主と通常の株主とを分別することは効率が悪いから、通常では、株主名簿と同一のコンピュータのシステムの中で、記載事項別に処理されることになるのであろう¹⁹⁾。この点については、法律上も問題はないと考えられる。法は、端株原簿や株主名簿の形式にではなく、実質を備えた端株原簿と株主名簿が存在することを要求しているからである。したがって、株主名簿と端株原簿を、形式的にも実質的にも分別管理することは必要でない。

端株原簿についても、会社が名義書換代理人を定めることが認められている(商法第230条の2第2項, 第206条第2項前段)が、そもそも端株原簿の名義書換は認められていないので、この場合の名義書換代理人は、正確には原簿記載代理人というべきものである²⁰⁾と考えられている。

端株原簿については、株主名簿の場合と同様の効力が認められている(商法第230条の2第2項, 第224条第1項, 第2項)。これにより端株主に対する会社の正当な処理が担保されることになる。ただ商法第230条の2第2項は、所在不明株主に関する商法第224条の2の規定を準用していない点で問題は残るが、株主名簿に関する商法第224条第1項および第2項を端株原簿に準用している趣旨を考慮すれば、端株主について、商法第224条の2の規定が類推適用されてよい。

18) 橋本孝一「端株・端株主の取扱実務」『税経通信』36巻12号(昭和56年9月)95頁。

19) 橋本孝一・前掲書, 95頁参照。

20) 倉沢康一郎・前掲書, 21頁。

VII. 端株券の意義

端株原簿に記載のある端株主は、会社に対して端株券の発行を請求することができる(商法第230条の3第1項)。この場合、その有する端株の1部であってもよい。

端株券は、代表取締役の署名を要素とする要式証券であり(商法第230条の3第3項)、その性質は有価証券である。有効期限の制限はない。この端株券は法律上当然の無記名証券でもある(商法第230条の3第2項)。それゆえ、端株は、端株券の単なる交付によって移転することができる(商法第230条の3第5項、第205条第1項)。端株主としては自由に他に譲渡することによって投下資本の回収をはかることができる。このように端株券の発行によって端株の流通を認めるのは、これを商品性のある永続的な財産権とすることが目的なのではなくて、端株主がこれを1株にまとめることを容易にすることがその目的である²¹⁾。すなわち、端株についてもその換価の手段が必要でもあるし、また、必要な場合には端株を整理して1株にまとめることができるなら、これに対応する手段が講じられてもよいと考えられたからにほかならない。このため、株券の場合と異なり、会社は一般的には端株券を発行することができないが、端株主から請求があった場合にかぎって、端株券を発行することができる(とされているのである)。

会社が端株券を発行したときは、端株原簿に、株主名簿記載事項に対応した、前述の所定事項を記載しなければならない。

端株券は無記名式の有価証券であるから、株券に関する所持人の資格授与的効力に関する規定(商法第205条第2項)、善意取得の規定(商法第229条)および公示催告による無効ならびに除権判決による再発行の規定(商法第230条)が準用されている(商法第230条の5第5項)。しかし、株主には、何時でもその無記名式の株

券を記名式となすことを請求することができる旨の規定(商法第227条第2項)があるのに、端株主に対して、この規定の準用規定はない。これは、いったん端株券が発行された端株は、登録端株に戻ることを許さない趣旨である。すなわち、いったん端株券の発行を受けた者および端株の譲渡を受けた者は、端株のまま、再び端株原簿への記載を請求することはできないのである。また、端株については、記名株式の移転の對抗要件に関する商法第206条第1項の規定も準用されていない。結局、端株券は、端株を1株にまとめる手段としてのみ用いられるという位置づけがされていることにその理由がある。

端株券は、当然に無記名式とされているから、必要に応じて、無記名株券を発行した場合と同様に取扱うための手当てがなされている。たとえば商法第228条が準用されていることにより、端株券を有する者は、端株券を会社に供託しなければ端株主の権利を行使することができない(商法第230条の7第3項)。したがって、端株券の状態にある間に、無償交付がなされたような場合には、端株券の供託および株主としての申告(商法第230条の第8項、第2項)がなされないときは、その端株券についての無償交付分は、金銭分配という方法で処理されることになる²²⁾。

その他、無記名株券を発行した場合と同様の取扱いがなされる事例として、新株引受権についての公告(商法第280条の5第2項後段)、株式配当の内容に関する公告(商法第293条の2第8項)、株式併合の場合の1株に満たない端数に関する処置(商法第293条の3の6第3項)、会社が解散した場合の公告(商法第407条)等がある。

VIII. 端株主の権利

1. 端株主は、商法第230条の3ないし第

22) 元木 = 稲葉・前掲『別冊商事法務』50号, 14頁。
元木 = 稲葉・前掲『税経通信』36巻12号, 15頁。

21) 倉沢康一郎・前掲書, 21頁。

230条の5その他法令で定める権利以外に、株主として権利を行使することはできない(商法第230条の6)。端株主の権利の内容は、商法が特に定めたものに限定されているから、特別の権利というほかはない。したがって、商法が株主ないし株式について認める権利は、原則として、端株主ないし端株については適用がない。これは端株自体が、厳密には株式でないことに理由がある。この点、単位株制度のもとでの単位未満株主が有する権利が株式にもとづいているのと本質的な差異がある。

端株主が会社に対して有する権利は自益権にかぎられる。端株については、定款をもってしても共益権を与えることはできない。したがって、少数株主権の基礎数または株主総会の定足数に端株の合計数に相当する株式の数は、算入すべきではないとされている(商法第230条の9第1項)。そしてこのことは、新設合併の創立総会についても準用されている(商法第230条の9第2項)。けれども会社の側からすれば、端株の合計数に相当する株式が、発行済株式の総数に含まれているのである。

端株主が会社に対して有する自益権のうちでも、端株そのものの代替物もしくはその分身ともいえるものについては、端株主も出資者であることに変わりがないから、次の権利が法律上当然に与えられる(商法第230条の4)。株式の消却、併合もしくは分割、または、無償交付によって金銭または株式を受ける権利、残余財産の分配を受ける権利である。このほかに、前述した定款および端株原簿の閲覧または謄写請求権(商法第263条第3項)が法定されている。これらの権利は、端株主が端株原簿に記載されているとしないと、また同時に1株以上の株主であるとなないと問わない。

2. 定款により付与される権利は、自益権のうち基本的なものであって、いわば端株から派生する権利であるから、端株主の当然の権利とするのではなく、会社の自治に委ねられている(商法第230条の5)。これには、利益・利息の

配当請求権、中間配当請求権、新株・転換社債・新株引受権附社債の引受権がある。これらの権利以外の権利を掲げても、その部分に関する定款の規定は無効である。改正要綱の段階では、登録端株主にかぎり付与されるというような表現であった(第一—5(四))が、改正商法では、端株券を有する端株主にも一般的に付与できるものとしている。定款で定めうる端株主に付与する権利の内容は、上記の権利のうち全部でも一部でもよい。また、端株主の全部に与えることもできるのであるが、ただ、会社事務のコスト負担の軽減をはかる趣旨から例外を設け、定款で、端株原簿に記載ある端株主であって、かつ株主たるものにかぎることも妨げないとしている。この点については、端株の発行が認められた趣旨からすれば、このような制限は定めないことが望ましい²³⁾、と指摘されている。けれども、もともと、端株制度がすでに、1株の100分の1という一定の投資単位を投資している株主の経済的利益を保護することを目的とするものであるという観点からすると、持分権的な権利以外の自益権については、これを端株原簿に記載のある端株主であって、かつ株主である者にかぎって与えるのが合目的であると解する学説²⁴⁾もある。定款で定められるこれらの権利は、当然には端株主に与えられる権利ではないと考えられるから、一定の制限を設けても、端株主平等の原則に触れることはない。したがって後説が妥当である。

端株主が定款によって与えられる利益配当請求権については、端株主が株主でないとするれば、利益配当を株主でないものに対してすることは、たとえ定款の定めをもってしても許されないのではないか、という疑問が呈せられている。これについては、端株主を株主類似の1種の持分権者として捉えることによって説明がなされ

23) 竹中 正明「株式の単位引上げと額面制度」『企業会計』33巻5号(昭和56年5月)25頁。

24) 倉沢 康一郎前掲書21頁。竹内 昭夫『改正会社法解説』(有斐閣、昭和56年12月)49頁参照。

ている²⁵⁾。なるほど、端株主は、1株の100分の1を最低とする端株を有するものではあるが、株主と同様に投資者であることに変わりはないのであるから、妥当な説明といえよう。

定款に定めることによって端株主に与えられるこれらの権利は、後に定款を変更することによって、奪うことができる。これらの権利は、端株主にとって本来的な権利ではなく、定款によって初めて与えられるものだからである。

端株主として権利を行使すべき者を定めるため、株主名簿における基準日の制度を採用することが認められている(商法第230条の7第1項, 第2項)。すなわち、一定の日において端株原簿に記載のある端株主をもってその権利を行使すべき端株主とみなすことができる。株主名簿の閉鎖制度が採用されていないのは、端株原簿については名義書換が認められていないからである。株主名簿について実際に名簿閉鎖が行なわれているときは、閉鎖期間の初日が、この一定の日となる。

3. 端株の発行を受け、端株原簿に記載された株主は、会社に対し、端株券の発行を請求することができる(商法第230条の3)。端株主が、端株を他へ譲渡することによってその投下資本を回収する方途として、考慮されたのである。けれども、いったん端株券の交付を受けると、会社に対する権利行使のためには、その都度端株券を会社に供託しなければならないという点でわずらわしくなる。また、定款で端株主に利益配当等を与える旨を定める場合でも、その権利を与える者の範囲を株主であって、端株原簿に記載のあるものにかぎることができるから、端株の所持人にとっては、このような場合不利益となる。したがって、端株原簿に記載のある株主は、端株を譲渡する必要があるときにのみ、端株券の発行を請求する方が有利である²⁶⁾、と考えることもできる。

端株主による端株券交付請求権の濫用という

25) 服部栄三「株式制度改正の意義と問題点」『ジュリスト』747号(昭和56年8月)104頁。

問題については、費用の徴収という方法である程度防止することは可能であろう。端株券作成費用の徴収は、会社の任意であるから、たとえば、100分の1端株券という最小単位のものを何回も交付請求するというような特別な場合には、相当程度の費用を徴収することもできるからである。

端株原簿に登録されている端株数の1部の端株について、端株券の交付を請求することは、端株主の譲渡の便宜という観点から、肯認しうるものである。また交付請求権行使の際、券種の指定があれば、これに應ぜざるをえないものとする。

端株原簿に登録された端株については、商法第230条の3第5項で、第209条第4項の規定が準用されているから、端株についても登録質の制度が適用される。この場合、無償交付等により生じた端株に、質権の効力は及ぶことになるため、質権者は当該端株について端株券の引渡しを請求できるが、実際には、端株券交付請求権に質権が及ぶものと解される。端株原簿に登録されたままの端株については、質権の設定はできない。質権設定は、譲渡性を有するものを前提とするからである。同様のことは、信託財産の表示についてもいえる。けれども、信託財産とされている株式から生じた端株については、信託財産表示が可能²⁷⁾と解されている。

4. 端株券の所持人が端株主として権利を行使するためには、端株券を会社に供託しなければならない(商法第230条の7第3項, 第228条)。端株券が発行された場合には、端株主の権利行使は、すべて無記名株式と同様の方法に

26) 元木 伸・前掲書, 69頁参照。竹内昭夫・前掲書53頁参照。この点の実務界とすれば、端株が生ずるような株主割当てによる新株発行の際は、端株主の管理という事務処理の問題上、会社から積極的な端株券交付請求の勧誘を行ない、端株原簿への記載を少数とすることに努めることが実際的であろう(笠原誠吾「株式」(改正商法と実務上の問題)『企業会計』33巻9号(昭和56年8月)173-174頁参照)。

27) 稲葉威雄・前掲書, 3頁。

よることとなるのである。したがって端株券を発行している会社が、法令または定款に定めた権利を株主に付与しようとするときは、前述したようにその旨の公告をしなければならない。したがって、配当の権利を付与する場合には、実際上は、無記名株券に準じて配当クーポンを券面に付けることになる²⁸⁾。

端株券を供託した端株主に対して、無償交付による端株の割当てがなされた場合の端株の処理については、端株原簿に記載する端株主にかぎって、端株券の交付請求が許されるのであるから、直接的に端株券を交付することはできない。この場合には、端株原簿に所定の事項を記載し、登録することになるが、端株原簿への記載を欲しない申出があれば、これを売却処分し、売得金を支払うことになる。

端株券の所持人に対して端株主としての権利を付与するため、端株券を供託すべき旨の公告をしたけれども、供託されなかった場合については、定款により付与されている権利については、失権させることもできる。また法律で当然に認められている権利については、売却して金銭で分配されることになる。

IX. 端株主が株主となる時期

端株主は、100 端株以上保有することになったときは、100 端株に達したとき、すなわちその有する端株が1株に達したときに、1株についての株主となるべきであるが、端株券の所持は、当然には会社にとってわかるものではない。そこで、端株券のみを有する端株主の場合は、併せて1株となるべき端株券を会社に提出したときから株主となる(商法第230条の8第2項)。登録端株主のうち、端株券がその1部を構成しているときは、これを会社に提出したときに株主となる(商法第230条第1項)。これらの場合

には、端株主からの請求がなされたときに、株主として扱うための手続を進めればよい。しかし登録端株主であって、この者が、不足分の登録すべき端株を取得したとき株主となる場合(商法第230条第1項)には、端株が1株分にまとまったことが判明する状況にあるので、端株原簿の記載を経ずに、会社は自主的に株主として扱うための手続をとらねばならない。いずれの場合であっても、端株主が、株主となれば、会社は、端株原簿中の関係ある部分の記載を修正するか抹消し、株主名簿に所定の事項を記載しなければならない。端株券の提出を受けた場合には、その失効手続を採り、遅滞なく株券を発行しなければならない²⁹⁾。端株券の提出があったときは、その提出が株主名簿への記載の請求を意味することになるが、この場合、端株券は無記名の有価証券であるから、会社が善意無重過失で端株券の提出者を株主名簿に記載すれば、たとえその者が無権利者あるいは単なる占有者であっても、会社は免責される。

なお、端株分だけを有する端株主の場合であって、1株をこえてちょうど1株にならないときには、「釣り端株券」の交付を受けることができる。また、会社に提出した端株券と端株原簿に記載した端株を併せると、1株以上となる場合には、残余の端株は、「釣り端株券」として発行するか、あるいは残りを登録端株とするかの問題が生ずる。このような場合は、まず第1に株主の意思によることが必要であり、その意思が明らかでなければ、株主に有利な方法を探らざるをえない。すなわち、「釣り端株券」を交付してしまうと、改めて登録端株とすることは認められていないから、残余については、端株原簿に記載して、登録端株とする方法を採用ことになる。1株を超える部分につき、端株原簿に記載がある者については、残余につき端株原簿に記載のある端株として残されることにな

28) 前田 = 稲葉 = 吉田他『改正商法・要説と実務問題の解明』(財経詳報社、昭和56年11月)50頁(稲葉発言)参照。

29) 端株主が、本来の株主となるときに発行される株式の性質について、服部栄三・前掲書、104頁参照。

るが、この場合でも当然のことではあるが、1株の100分の1の整数倍でなければならない。

この端株の1人前の通常株式への転換は、名簿閉鎖期間中でもなすことができる。けれどもこれによる議決権の行使については、転換社債の転換の場合についての商法第341条の6の規定が準用されているから、名簿閉鎖期間中または基準日後になされた場合には、その総会での議決権行使は認められない（商法第230条の8第3項）。ただ、新しく端株原簿に記載すべき端株を取得したことにより株主となる場合には、新株発行の場合と同様、議決権の行使が認められると解する³⁰⁾。

X. まとめにかえて

昭和56年改正商法によって新設された「端株制度」は、理論的にも、実務的にも、若干の課題を残しているように思われる。

そもそも、わが国のこの端株制度は、アメリカの fractional share (端株券) と scrip (仮株券) の中間的な性質を有するものとして構成されていることから、そのいずれにも属さないものとして取扱われている点に問題があるように思われる。すなわち、fractional share の所有者は、その有する端数に比例して議決権を行使し、配当を受領するなど、株式と同等の権利が与えられたいわば小割株としての性質を有するため、事務手続上、会社にとって著しい負担をもたらす結果となっている³¹⁾。これに対し、scrip の所有者は、原則として株主のいかなる権利も付与されず、6月内に1株にまとまったときに、完全な株式と交換できる制度である。単に流通のための手段としての性質しか有しないのが scrip 制度である。この点、わが国の端

株主には、株主権的権利が付与されている。なお、アメリカにおいては、fractional share を発行するか、scrip を発行するか、あるいは処分代金を分配するかいずれの方法にするかについて選択することができる³²⁾。

昭和56年の改正目的を徹底するなら、端株制度を設ける必要はなかった、あるいはアメリカの scrip のように、端株主には株主権をすべて認めず、ただ完全株式株に満ちる端株を取得したときは、適当な対価を支払って、完全株式(新株)の発行を請求するにとどめるべきであったというような批判も出されており、実務界からも端株ならびに端株主の管理費用が相当程度になるのではないかと危惧されている³³⁾。たとえば、端株主の権利行使のための供託、端株券へのクーポン添付、無償交付・株式配当についての期日までに端株券が供託されない場合の売却金の処分方法等、あるいは譲渡制限のある端株の譲渡承認手続が無記名式の端株券に相応するものなのかどうかという問題は、実務上かつ理論上検討の余地を将来に残しているといえよう。

暫定的な単位株制度の早期解消のためにも、この端株制度が株式会社制度の中で定着することが望ましいのは、当然のことではあるが、残されたいくつかの課題を理論的にも、また実務的にも解決することが先決であると考える。

(横浜国立大学経営学部助教授)

30) 川内克忠「株式制度の合理化」『税務弘報別冊』3号(昭和56年9月)23頁。元木=稲葉 前掲『別冊商事法務』50号, 15頁。元木=稲葉・前掲『税経通信』36巻12号, 16-17頁。

31) 長浜洋一「端株式・端株券・仮株券」『株主権の法理』(成文堂, 昭和55年11月)137頁参照。

32) 元木 伸・前掲書 64-65頁参照。小山=窪内=遠藤『改正商法の実務解説』(商事法務研究会, 昭和56年11月)43頁参照。北沢=浜田『デラウェア一般会社法』(商事法務研究会, 昭和46年6月)35-36頁参照。長浜洋一『ニューヨーク事業会社法』(商事法務研究会, 昭和42年12月)46-47頁参照。並木俊守『アメリカ会社法』(東洋経済新報社, 昭和45年6月)101頁参照。Ernst. L. Folk, III, *The Delaware General Corporation Law*, 1972, p. 126; Samuel S. Cross, *Corporation Law in Connecticut*, 1972, pp. 373-374.

33) 稲葉=鴻=河本=森本「会社法の改正～理論を中心として」『ジュリスト』747号(昭和56年8月)49-50頁(森本発言)。服部栄三・前掲書104頁。笠原誠吾・前掲書, 173-174頁。